

2021年2月12日

株式会社ファイバーゲート

2021年6月期第2四半期決算別添資料



Fibergate Inc.

株式会社ファイバーゲート

会計処理変更に関して

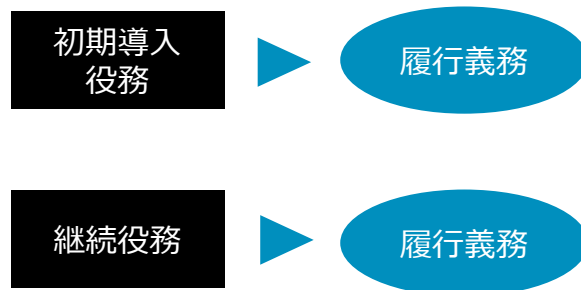
2021/4より、収益認識基準が適用（当社では2022/6期より適用）

- 売上は財・サービスの履行義務を充足した時点で計上
- 入金済みながら売上未計上となる部分は契約負債勘定として負債に計上
- 顧客が財・サービスの支配獲得後に履行義務遂行に要する活動は当該財・サービスと一体として収益認識



当社における収益認識基準適用時の変化

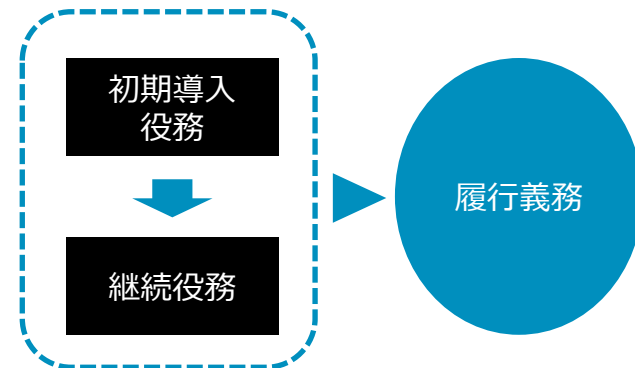
収益認識基準適用前



それぞれの役務は別個の履行義務と認識

初期導入・継続は各役務で個別に売上計上

収益認識基準適用後



初期導入役務は継続役務履行のための活動として認識

初期導入役務も継続役務の期間に応じて売上計上

当社における収益認識基準適用の具体的影響

2022/6期より、一部のレジデンスWi-Fiサービスにおいて、収益認識基準へ移行

収益認識基準適用前

	収益（提供役務）	売上処理
1	初期導入売上 （初期導入）	フロー収入
2	月額利用料売上 （通信サービス等）	ストック収入



収益認識基準適用後

	収益（提供役務）	売上処理
1	月額利用料売上 （初期導入 + 通信サービス等）	ストック収入

初期導入（※）、通信サービス提供を一体のサービスとして認識
その結果、会計処理もサービス期間に応じたストック収入として計上

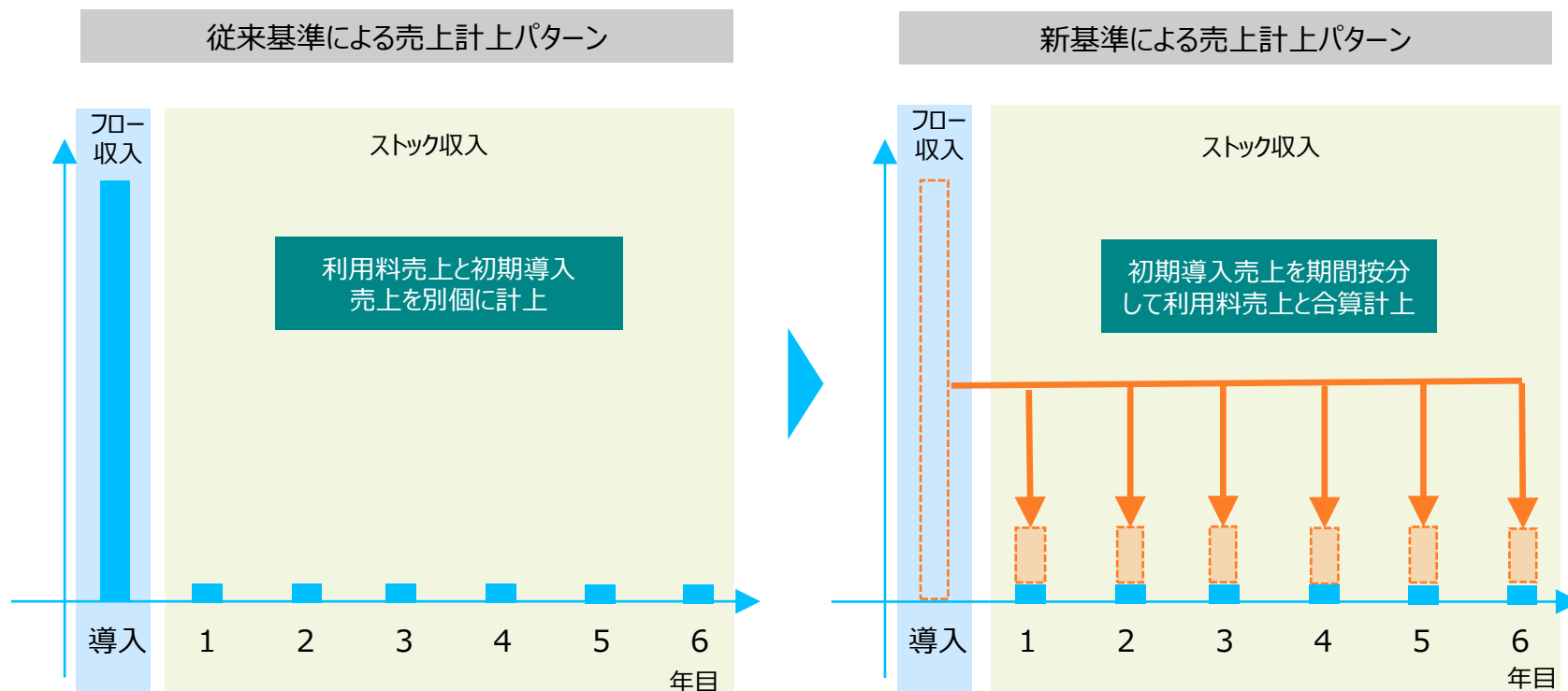
収入区分がフローからストックへシフト

（※）初期導入はこれまでフロー収入として会計処理

ただし、初期導入と設備/通信サービス提供先で契約先が異なる場合は従来通りの売上認識となる

2022/6期より収益認識基準を適用

一部のレジデンスWi-Fiサービスについて、初期導入売上（フロー収入）を期間按分してその後の利用料収入（ストック収入）と合算計上する方式を採用



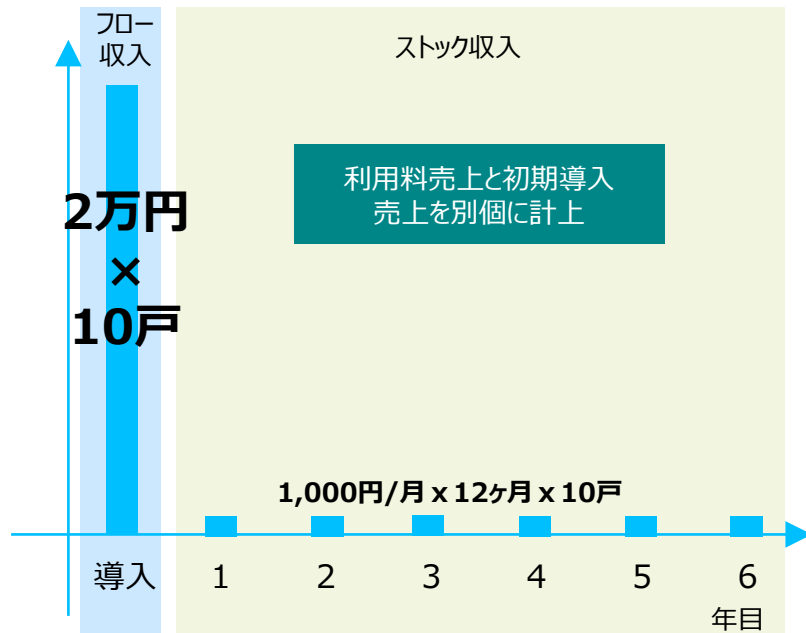
新基準により、売上計上時期が分散。キャッシュフローや長期的な売上総額に変化はなし

収益認識基準適用による当社収益影響パターン（具体例）

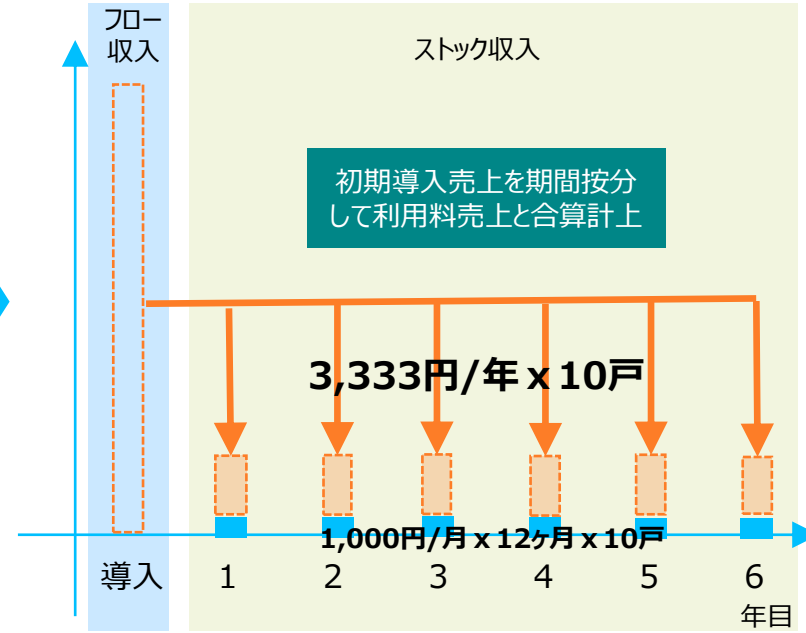
例示：レジデンス1棟・10戸

（6年契約、初期導入売上20,000円/戸、月額利用料売上1,000円/戸）の場合

従来基準による売上計上パターン



新基準による売上計上パターン



初期導入売上(=フロー収入)
20万円 = 20,000円 × 10戸
1年目以降の利用料売上(=ストック収入)
12万円 = 1,000円 × 12ヶ月 × 10戸

バランス

▲20万円

+ 3.3万円/年 × 6年

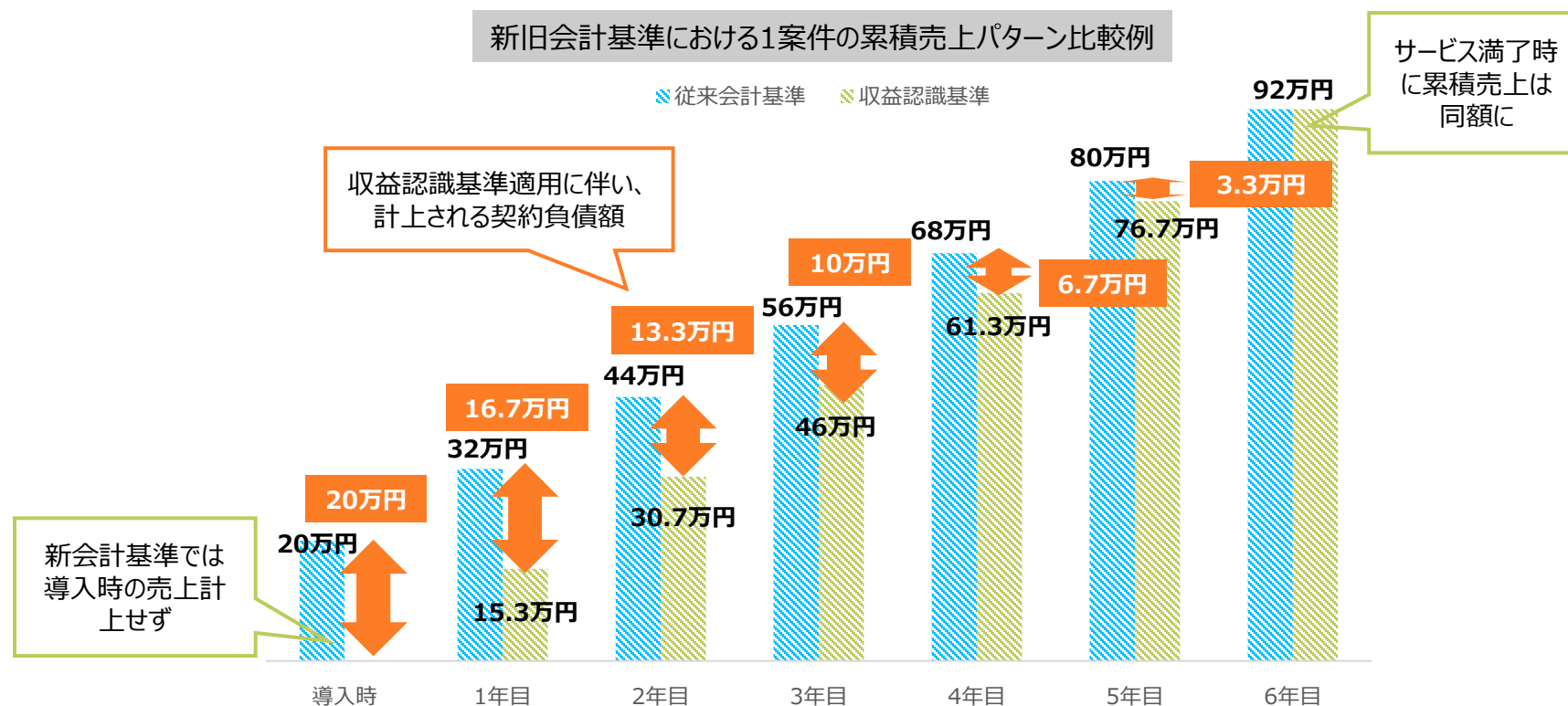
初期導入売上(=フロー収入)
0円 = 0円 × 10戸
1年目以降の利用料売上(=ストック収入)
15.3万円 = 1,000円 × 12ヶ月 × 10戸
+ 3.3万円

収益認識基準適用における契約負債

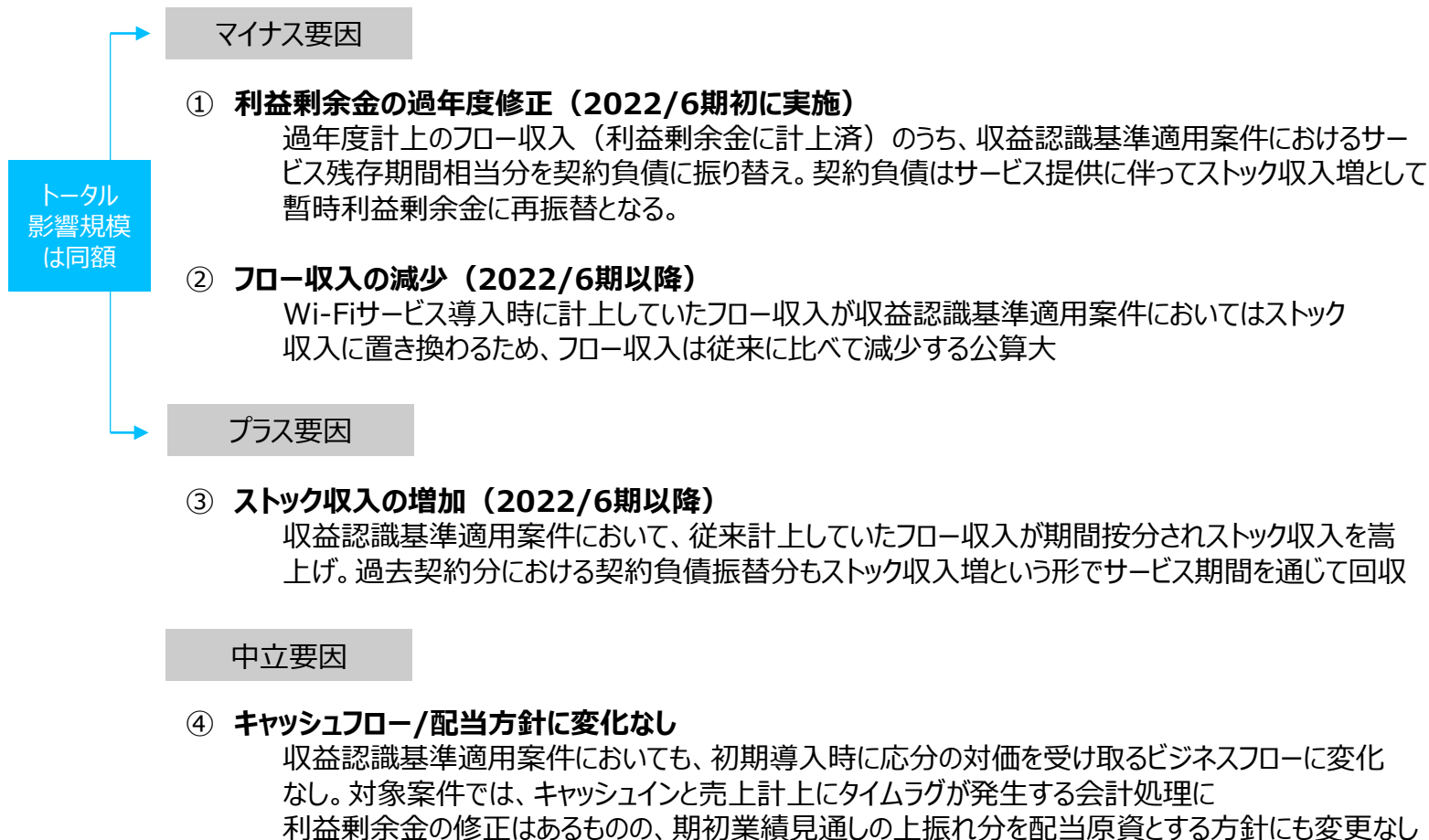
- 収益認識基準適用に伴い、2022/6期初には過去の売上計上分との差異を契約負債として認識
- 2022/6期以降の契約に関しても、導入時の入金分（旧フロー収入）は契約負債に計上
- 契約負債は役務提供に伴って売上に認識。契約負債残高は徐々に減少し、役務満了時に解消

例示：レジデンス1棟・10戸

（6年契約、初期導入売上20,000円/戸、月額利用料売上1,000円/戸）の場合



収益認識基準適用による2022/6期以降の業績影響



- ① 会計基準変更によって生じるマイナス要因（フロー収入の期間按分化）はプラス要因（ストック収入の増加）により時を追って全て相殺
- ② したがって、会計基準変更は長期的には業績的には中立要因
- ③ ただし、会計基準変更初年度となる2022/6期は見かけ上、マイナス要因＞プラス要因となる公算大
- ④ 一方、過去に利益計上したフロー収入（会計基準変更適用範囲において）に関しては、利益剰余金から契約負債に振替、将来のストック収入の増加要因に
- ⑤ B/S上では売上未計上分として契約負債勘定を計上するが、キャッシュフローでは従来と変更なし